

消費者委員会事務局 御中

平成 23 年 2 月 14 日
公正取引委員会事務総局

消費者委員会地方消費者行政専門調査会報告書案について

○関連箇所

報告書案 12 頁

6 地方自治体における法執行の位置づけ

(3) 都道府県等の執行権限強化

公正取引委員会事務総局は、「公正取引委員会の事務を処理させる」ために置かれた機関（独占禁止法第 35 条）であり、公正取引委員会の事務以外の事務を行うことが想定されていない。したがって、同事務総局及びその地方機関である地方事務所が直接の受任主体となることは困難であり、実際に景品表示法の執行業務を行う機関が地方事務所であるとしても、まずは景品表示法により消費者庁から委任される権限に係る事務は公正取引委員会の所掌事務とする必要があるとの整理の下、現在のスキームが確立されたものである（すなわち、事務総局及び地方事務所に、直接、権限を委任することはできないとの整理。）。この点については、第 36 回消費者委員会（平成 22 年 10 月 8 日）において、消費者庁表示対策課から説明が行われている。

また、仮に、地方事務所に景品表示法上の措置権限を行使させようとするれば、前述のとおり、まず公正取引委員会が措置権限の委任を受ける必要があると考えられるが、この場合、公正取引委員会は、独立行政委員会の性質上、消費者庁長官からの指揮監督を受けることなく、独立して措置権限を執行することとなると考えられる。しかしながら、その場合、消費者庁、公正取引委員会それぞれが事件を調査し、措置をとることができることとなるが、それは消費者行政推進基本計画（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）において「これまでの縦割りの体制に対して消費者行政の『一元化』を実現すること」とされ、景品表示法を公正取引委員会から消費者庁に移管した経緯及び趣旨に反することになると思われる。

したがって、「公正取引委員会の地方事務所に措置権限を担えるように」することに関しては、まずは、以上の点についての検討及び考え方の整理が行われる必要があると考える。

なお、公正取引委員会は、これまで消費者庁と協力・連携しながら景品表示法の調査に取り組んできており、引き続き、委任を受けた調査権限を厳正かつ的確に行使して、景品表示法の適切な執行に貢献していく。

(以上)